平成22年度 第8回人事委員会会議結果

1 開催日時

平成22年8月19日(木)午後0時20分~午後0時30分

2 開催場所

人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

3 出席者

【人事委員】

委員長 曽 我 紀 厚 委 員 髙 橋 敬 一 委 員 中 原 都

【事務局職員】

 事務局長
 西山秀雄
 次長
 加賀田 啓任用課長

 西尾孝之
 給与課長 稲田 将副主幹 懸樋順一 副主幹 新高謙一副主幹 川口豊長

【傍 聴 者】 なし

4 議 題

議案第1号 東部総合事務所職員の軽油検査業務に係る有機溶剤中毒防止予防規則の一部適用除 外認定について

5 会議の公開・非公開

非公開議案なし。

6 議事

(1) 議案第1号

東部総合事務所職員の軽油検査業務に係る有機溶剤中毒防止予防規則の一部適用除外認定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

東部総合事務所職員の軽油の検査業務に係る有機溶剤の使用について、有機溶剤中毒予防規則(昭和47年労働省令第36号)に基づいて認定しようとするもの。

① 認定する内容

当該検査業務は、その消費する有機溶剤が、上記規則に定める許容消費量に常に達しない業務であること。(詳細は別紙のとおり。)

ア 軽油検査業務のために使用する有機溶剤及び消費量

第二種有機溶剤 1-ブタノール 検査に係る消費量 0.01g未満/日 (許容消費量 9.09g/日)

イ 根拠法令

有機溶剤中毒予防規則 第3条、第4条

② 認定日

平成22年7月30日

【質 疑】

委員

有機溶剤を含むアルコール液とあるが、濃度によっては消費量や許容量が変わるのではないか。

事務局

従前から使用している軽油検査用のアルコール液についての試験結果である旨現場で確認してきているので、認定基準は満たしている。

軽油検査は元々資源エネルギー庁が考案した識別剤分析検査によるもの。使用するアルコール液は3.5 ml当たり1-ブタノールを1.6 g含有する市販の調整済アルコール液。国の実験結果もこのアルコール液を使用することを前提としたもの。各県税でその都度調整しているものではない。

委 員

現場確認した事項は議案や資料に記載しておくこと。

7 次回の人事委員会の開催

平成22年8月19日(木)午後10時から開催することとした。